

広島県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について

令和 7 年 12 月 1 日
警察本部長から
各部長・参事官、各所属長あて

この通達は、広島県警察犯罪収益対策推進要綱を定めたもので主な内容は次のとおり

第1 目的

この要綱は、犯罪収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長し、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、広島県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、犯罪による収益の移転及びテロ資金供与の防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅並びに犯罪による収益の剥奪を図るため必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の推進

- 1 体制の整備等
- 2 情勢と情報の分析等

第3 犯罪収益対策の推進事項

- 1 特定事業者のサービス等の悪用防止
 - (1) 官民の連携
 - (2) 不適切な特定事業者への対応
- 2 犯罪収益関連犯罪の徹底的な取締り
 - (1) 情勢に的確に対応した取締り
 - (2) 犯罪による収益の剥奪を指向した捜査と犯罪組織の実態解明
- 3 犯罪による収益の追跡と剥奪
 - (1) 戦略的な追跡と的確な剥奪
 - (2) 国際的な連携